令和2年度行政書士試験における合否決定の誤りについて

令和2年11月8日に実施した令和2年度行政書士試験について、令和3年1月27日に合格発表を行ったところですが、下記のとおり、受験者と欠席者の取り違えがあったことが判明したため、合格者の取消し及び追加の決定を行いました。

適正な試験の実施のため、今後は、再発防止に万全を期してまいります。

記

1 事案の概要

東京都は、行政書士試験事務を一般財団法人行政書士試験研究センター(以下「センター」という。)に委任しているところであるが、令和2年度試験において、受験者と欠席者の取り違えがあり、センターは、受験者Aの試験結果を欠席者Bのものとして都へ報告した。欠席者Bのものとされた採点結果は合格基準を満たしていたため、都は、欠席者Bを合格者として決定した。

2 経緯

受験者Aが、誤って欠席者Bの受験番号を答案用紙に記入した。試験会場での試験監督員による確認、センターの採点過程における確認が不十分であったため、受験者Aの記入した答案用紙は、欠席者Bが受験したものとして処理された。

3 都の対応

欠席者 B の合格を取り消し、受験者 A は、合格基準を満たしていたため、合格とした。

なお、センターに対し、原因を究明し、再発防止策を検討のうえ、改善計画書を 提出するよう指示した。

<問合せ先>

総務局行政部振興企画課住民台帳担当(直通)03-5388-2448